

申込集計表

集計日：2023年08月16日

様式Ver.	1
様式ID	00738
様式名	【令和5年度豊明市eモニター】消費者行政に関するアンケート
集計期間	2023年08月01日～2023年08月15日
回答数	174

問1.契約上のトラブルや悪質商法に関する相談などに対応している「消費生活センター」をご存知ですか。

回答	知っている	聞いたことはあるが、何を する施設かは知らない	知らない
回答数	146	25	3

問2.最近(概ね2年前まで)、あなた又はご家族が、商品の購入またはサービスの利用に当たって、トラブルにあったことはありますか。

回答	ある→問3へ	ない→問6へ
回答数	15	159

問3.問2で「ある」と回答いただいた方は、被害・トラブルにあいそうになったことをどこかへ相談しましたか。

回答	相談した→設問4へ	相談していない→設問5へ
回答数	8	7

問4.問3で「相談した」と回答いただいた方は、どこへ相談しましたか。(複数選択可)

回答	豊明市消費生活相談窓口(豊明市消費生活センター)	愛知県消費生活相談窓口(愛知県消費生活総合センター)	連携先の消費生活相談窓口(日進・東郷・みよし・長久手)	国民生活センター	弁護士	消費者団体	家族	友人、近隣の人、同僚	民生委員・児童委員	事業者へ直接	その他
回答数	1	3	0	1	0	0	1	1	0	2	3

【その他3人】消費者庁、警察、カード会社

問5.問3で「相談していない」と回答いただいた方は、その要因はなんですか。(複数選択可)

回答	取り返せるであろう金額が低い	自分で解決できそうな問題だった	どこに相談すればよいか分からなかった	面倒だった	相談しても解決しないと感じたから	その他
回答数	1	1	3	0	2	1

【その他1人】本人が諦めたため

問6.消費生活相談事例をもし発信するとしたら、どの媒体が適当であると考えますか。(2つまで選択可)

回答	新聞・雑誌	施設等に設置するようなチラシ	ホームページ	市公式SNS	メールマガジン	広報	講座	その他
回答数	50	30	65	54	23	102	3	4

【その他4人】若者が目にできるようなSNSに広告として出す、SNSの広告、市の相談窓口、テレビ

問7.民法改正により2022年4月から1人で有効な契約をすることができる年齢が18歳に引き下げられたことをご存知ですか。

回答	知っている	知らない
回答数	148	26